

令和6年度

熊本県福祉系高校修学資金貸付

募集要領

知っておいてほしいポイント

あなた自身が借りるもの

- ・福祉系高校修学資金（借入金）は、「もらう」ものではなくあなた自身が「借りる」ものです。あなた本人が将来返還していく義務を負います。
- ・卒業後、1年以内に介護福祉士に登録し、3年間介護職員等の業務に従事した場合には、返還が免除されます。

あなた自身が手続きをするもの

- ・修学資金を申請し、利用するのは「あなた本人」です。申請から卒業後の返還まで、修学資金に関する手続きはすべてあなたが行う必要があります。

学校の指示にしたがいましょう

- ・申請手続きは学校を通じて行うため、先生の指示にしたがって手続きを進めましょう。

申請期間

令和6年11月1日～12月2日（当日消印有効）

(学校使用欄)

学校への提出期限：

問合せ先：

目次

I 概要	III 制度内容
1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	1. 対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2. 対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	2. 貸付期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
3. 貸付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	3. 貸付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4. 返還免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	4. 連帯保証人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
5. 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	5. 返還免除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
	6. 返還免除対象業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
II 手続き	7. 返還猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
1. 申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	8. 返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
2. 申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	9. 返還方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3. 申請書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	10. 貸付契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
4. 申請にあたっての注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	11. 福祉系高校修学資金返還充当資金について・・・・・・・・9
5. 契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
6. 交付について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
7. 卒業後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	
	資料
	熊本県福祉系高校修学資金貸付事業実施要綱・・・・・・・・10

1 概要

1 目的

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）が行うこの事業は、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とします。

借受人が、福祉系高校卒業後、熊本県内の社会福祉施設等で介護福祉士として3年間従事した場合、借りた資金の返還は全額免除されます。

2 対象者

福祉系高校(※)の1～3年生で、熊本県内に住民登録をしている学生（※学校教育法に規定する高等学校）

3 貸付額

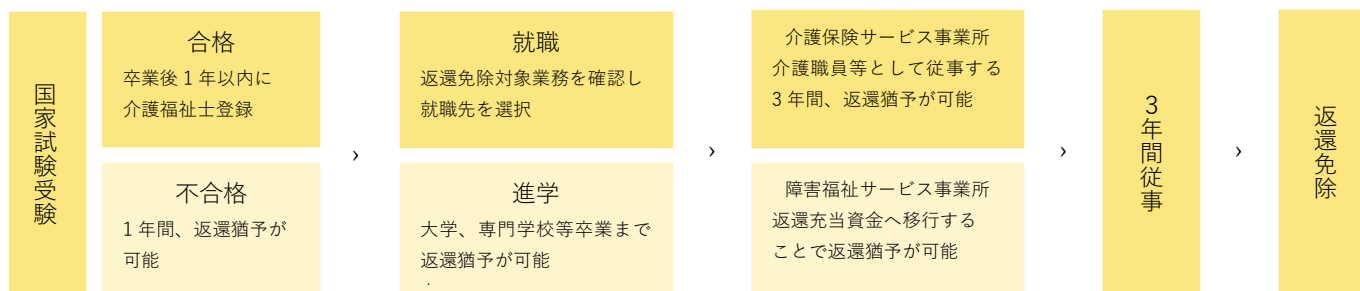
※無利子

内訳	金額	対象経費
修学準備金	30,000円以内（1年次限り）	介護実習に必要な実習着等、修学するにあたって必要な準備経費
介護実習費	1年度あたり30,000円以内	介護実習に係る交通費、保険料、教材費等
国家試験受験対策費用	1年度あたり40,000円以内	介護福祉士の受験対策講座受講料や参考図書の購入費用等
就職準備金	200,000円以内（卒業時限り）	福祉系高校卒業後、就職する際に必要な経費

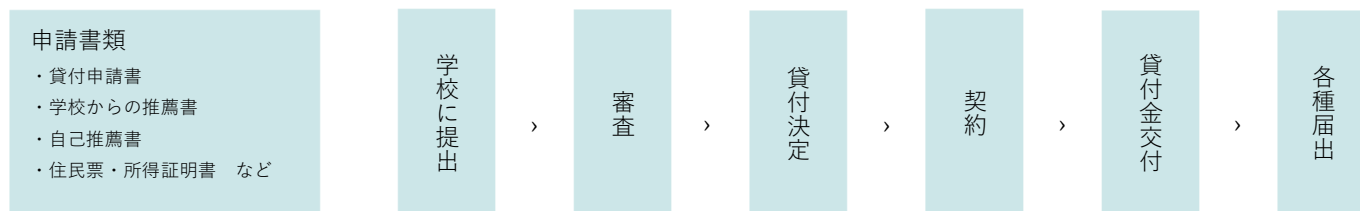
4 返還免除

次の要件をすべて満たす場合は、申請により返還が免除されます。

- (1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行うこと。ただし、大学等に進学し、返還猶予を申請する場合は、大学等を卒業したのちに登録しても差し支えありません。
- (2) 熊本県内の介護保険サービス事業所で、3年間継続して介護職員等の業務に従事すること。



5 手続きの流れ

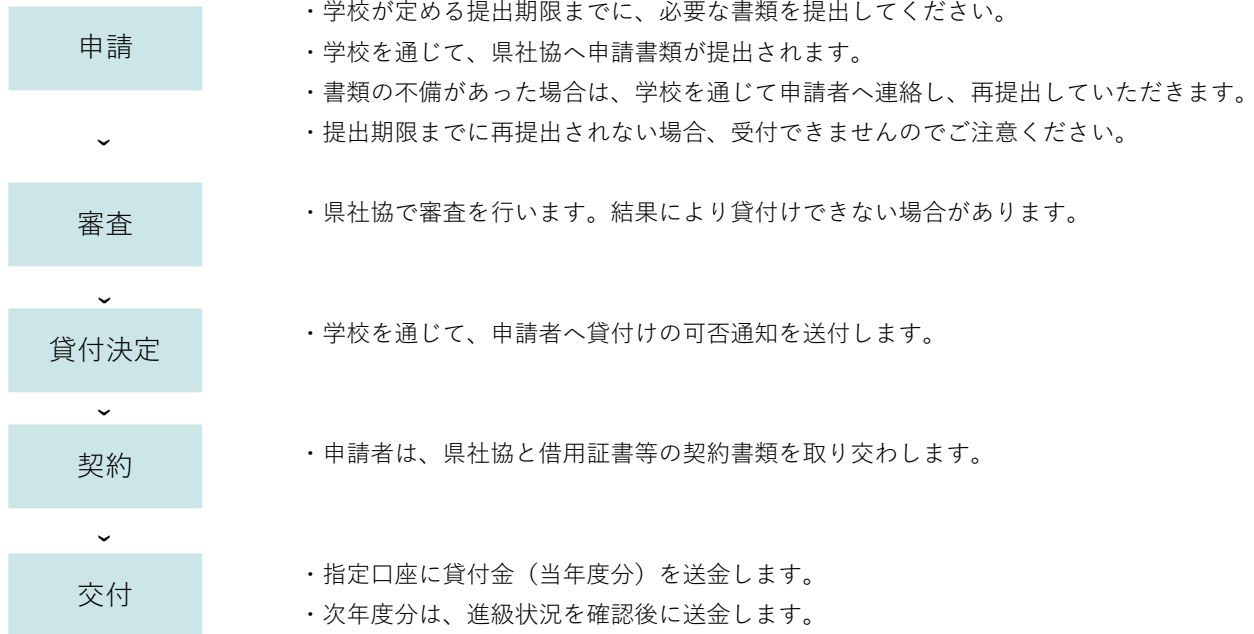


II 手続き

1 申請期間

令和6年11月1日 ～ 12月2日 ※当日消印有効
 ※学校の提出期限にしたがってください。

2 申請の流れ



3 申請書類

	書類名	備考
1	貸付申請書（第1号様式）	
2	推薦書（第2号様式）	学校が作成するもの
3	個人情報の取扱いについて(同意書)（第3号様式）	借入申込者及び連帯保証予定者の署名、押印
4	自己推薦書（第24号様式）	
5	生計を同一にするもの（世帯員）全員の住民票 ※1	発行から3か月以内のもの
6	生計を同一にするもの（世帯員）全員の所得証明書	市町村が発行する公的収入証明書で収入・所得の両方が記載されたもの
7	確定申告書のコピー	自営所得等、給与以外の所得がある場合のみ
8	連帯保証人の所得証明書	世帯全員分に含まれている場合は不要
9	その他、熊本県社会福祉協議会が求める書類	

※1「生計を同一にするもの」とは、食費、光熱費、家賃等の生活費を共有している方をいいます。（仕送りを受けている場合も含む。）

4 申請にあたっての注意点

(1) 提出書類について

- ① 貸付申請書は、申請者がご自身で記入・捺印をしてください。また、連帯保証人欄も必ず貸付申請者が記入してください。
- ② 修正液や修正テープの使用は認めません。修正する場合は、二重線の上に訂正印を押して、余白に改めて記入してください。訂正が多すぎる場合は、書き直していただくことがあります。
- ③ 黒のボールペンで丁寧に記入してください。

(2) 連帯保証人について

貸付には、連帯保証人が必要です。

申請者が未成年の場合は、法定代理人（親権者）を連帯保証人としてください。

【連帯保証人の要件】

- ① 日本在住であり、独立して生計を営む成人であること。
- ② 市県民税の課税がされていること。
- ③ 申請時において、原則70歳未満であること。
- ④ 借受人に返済が生じた場合、十分な返済能力を有すると認められること。

ただし、未成年者の法定代理人が上記の【連帯保証人の要件】を満たさない場合は、連帯保証人をさらに1名設定することで申請を行うことができます。

(3) 他の奨学金との併用を希望する場合

用途（入学金を除く入学に必要な費用、実習費、受験対策にかかる費用、就職の準備に必要な費用）が重複する公的な貸付事業を利用している場合については、本制度との併用ができません。

【原則併用ができないもの】

- ・生活保護費高等学校等就学費（生業扶助） ・日本政策金融公庫
- ・生活福祉資金貸付制度 ・熊本県育英資金 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金 など

5 契約について

貸付決定後、あなたは社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会と「金銭消費貸借契約」を取り交わします。契約時に必要な書類は次のとおりです。

	書類名	備考
1	借受人（学生本人）の印鑑登録証明書	借受人が未成年の場合は不要
2	連帯保証人・法定代理人の印鑑登録証明書	連帯保証人、親権者等の印鑑登録証明書
3	借受人名義の振込口座通帳のコピー	金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できるもの

6 交付について

契約書類を受理したのち、2～3週間で指定口座に当年度分の貸付金を送金します。次年度分以降の貸付金は、毎年度の進級確認後に送金します。

7 卒業後の手続き

（1）国家試験合格・介護職に就職したとき

卒業日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、「返還猶予」の申請をしてください。
3年の間、返還が猶予されます。

（2）進学したとき

「返還猶予」の申請をしてください。
大学等を卒業するまでの間、返還が猶予されます。（この場合、介護福祉士の登録の有無は問いません。）

（3）国家試験不合格・介護職に就職したとき

「返還猶予」の申請をしてください。1年の間、返還が猶予されます。

III 制度内容

1 対象者

下記（１）～（６）の要件をすべて満たす方

- （１）令和6年4月1日時点で福祉系高校に入学した方、又は在学している方
- （２）福祉系高校を卒業後、熊本県内の介護保険施設で介護業務等に従事する意思のある方
- （３）優秀な学生であり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると学校長が推薦する方
- （４）修学に際し、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる方
- （５）熊本県以外の都道府県等から修学資金の貸付けを受けていない方
- （６）熊本県内に住民登録をしている方

2 貸付期間

1～3年次（2年次や3年次からでも利用できます。）

※留年や卒業延期の場合は利用できません。

3 貸付額

※無利子

内訳	金額	対象経費
修学準備金	30,000円以内（1年次限り）	介護実習に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費
介護実習費	1年度あたり30,000円以内	介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等
国家試験受験対策費用	1年度あたり40,000円以内	福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費
就職準備金	200,000円以内（卒業時限り）	福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費

申請例：令和6年4月入学の場合

内訳	金額
修学準備金	30,000円
介護実習費	30,000円×3年＝90,000円
国家試験受験対策費用	40,000円×3年＝120,000円
就職準備金	200,000円
合計	440,000円

4 連帯保証人

- （１）修学資金の貸付けを受けるには、成人、未成年にかかわらず連帯保証人が最低1名必要となります。
- （２）未成年が貸付を申請する場合は、必ず法定代理人（親権者）を連帯保証人としてください。
- （３）法定代理人が連帯保証人の要件を満たさない場合は、別に1名、要件を満たす方を連帯保証人としてください。
- （４）連帯保証人と借受人は、どちらの返済が優先されるものではなく、同じ債務を負います。
- （５）借受人が返還を怠った場合は、連帯保証人に貸付金を即時全額返還していただきます。

5 返還免除

下記(1)～(6)のすべてに該当する場合は、申請により返還が免除されます。

- (1) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行うこと。
- (2) 熊本県内の介護保険サービスの事業所において、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である者として従事すること。
- (3) 前項(2)の事業所で3年の間引き続き、返還免除対象業務に従事すること。
- (4) 返還免除対象業務に従事していることを毎年証明すること。
- (5) 返還免除になるまでの間、必要な手続きをもれなく行うこと。(詳細は、貸付が決定した際に送付する「貸付の手引き」をご確認ください。)
- (6) (1)～(5)の要件を全て満たした後、返還免除の手続きを行うこと。

6 返還免除対象業務

返還免除の対象となる業務は次のとおりです。

(表1)

施設・事業種類	職種
指定通所介護(指定療養通所介護を含む) 指定地域密着型通所介護 指定介護予防通所介護 第1号通所事業 指定認知症対応型通所介護 指定介護予防認知症対応型通所介護 老人短期入所施設 指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 有料老人ホーム 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) 指定訪問入浴介護 指定介護予防訪問入浴介護 指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 指定通所リハビリテーション 指定介護予防通所リハビリテーション 指定短期入所療養介護 指定介護予防短期入所療養介護 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護	従業者のうち、その主たる業務が介護等である者 例) 介護職員 介護従業者 介助員 支援員 など
指定訪問介護 指定介護予防訪問介護 第1号訪問事業 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定夜間対応型訪問介護	訪問介護員 ホームヘルパー

7 返還猶予

下記(1)～(4)のいずれかに該当する場合は、申請により返還を猶予することができます。

- (1) 熊本県内で返還免除対象業務(表1)に従事しているとき。
- (2) 福祉系高校を卒業後、大学、専門学校等に進学したとき。(この場合、介護福祉士の登録の有無は問わない。)
- (3) 契約解除後も、引き続き貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき。
- (4) 災害・疾病・負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

8 返還

下記のいずれかに該当する場合は、貸付金を全額返還していただきます。

(返還免除や返還猶予の場合を除く。)

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき。
- (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、熊本県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- (4) 熊本県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 届出義務を怠ったとき。
- (6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

9 返還方法

- (1) 返還期間 貸付期間の2倍に相当する期間を上限とする。
- (2) 返還方法 月賦、半年賦、一括
- (3) 延滞利子 返還額につき年3%

10 貸付契約の解除

借受人が下記のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になり、正規の修行期間での卒業が困難と認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 貸付期間中に借受人が貸付契約の解除を申し出たとき。
- (6) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

11 福祉系高校修学資金返還充当資金について

福祉系高校を卒業後、介護保険サービス事業所における介護職員として従事せず、障害福祉サービス事業所、施設等に就職、又は転職した場合に、返還に充てるための資金を貸し付ける事業へ移行するものです。

なお、返還の債務を免除するには、借り替えを行った日から3年間業務に従事する必要があります。